

令和6年度第1回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和6年4月10日（水）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎2階 大会議室					
開 会 時 間	13時30分					
閉 会 時 間	15時00分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番	市 川 春 樹	出席	5 番	井 田 厚 美	出席
	2 番	井 上 武	出席	6 番	田 邊 元 史	出席
	3 番	庄 倉 三保子	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
	4 番	黒木 美由紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	8 番	牛 田 弘 則	出席	14 番	秦 野 勝 仁	出席
	9 番	吉次 純一郎	出席	15 番	板 秀 樹	出席
	10 番	白 川 透	出席	16 番	足井 秀二	出席
	11 番	松 本 美 樹	出席	17 番	野 口 龍 馬	出席
	12 番	糸 田 雅 樹	出席	18 番	山 田 安 身	出席
	13 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	18 番	山 田 安 身		1 番	市 川 春 樹	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 産業課主幹 前田 智恵子 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	1 人					

付 議 案 件	
議案番号	提 出 議 案 の 題 目
第 1 号	農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について
第 2 号	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について
第 3 号	農用地利用集積等促進計画案の決定について
第 4 号	非農地判断に係る特別委員会の結果について
協議事項	(1) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について
報告事項	(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について (2) 農地の復元状況の報告について
その他	(1) 令和5年度能率給の支払いについて (2) 成果目標の達成状況及び自己点検表について (3) 令和6年度第2回南部町農業委員会総会日程

日程及び提出 議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	ただいまより、令和6年度第1回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はおられません。農業委員会等に関する法律第27条及び南部町農業委員会会議規則第5条の規定により本会は成立していることを報告致します。それでは日程2の会長挨拶をお願いします。
2. 挨拶	会長	省略
	局長	南部町農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、18番 山田安身委員、1番 市川 春樹委員、書記は田邊職員にお願いします。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議事に入ります。議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	議案第1号農地法第3条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第1号朗読及び説明（議案書2ページ）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 合計：田 1筆 m ² 権利種別：所有権移転 贈与 譲渡人： 譲受人： さんから さんが贈与で取得し利用するための申請です。全部効率利用要件・農作業常時従事要件・地域との調和要件を満たしています。 贈与でございますが、譲渡人と譲受人は親戚関係ではございません。さんは現在 歳で奥様と2人暮らしです。お子さんが2人おられますが、いずれも県外にお住まいで、こちらに戻ってこられることはないそうです。農地を 筆お持ちですが、後継者もいない中、農地を守っていただける方に継承したいと考えておられます。さんは、将来有望な若手の農業者で、今回の申請地は さんの 隣の隣という事もあり、さんに譲り有効活用して頂きたいと言う事です。また、この農地は窪地で、なかなか売買ができるような農地でないこともあり、贈与ということになったそうです。
	議長	議案第1号につきまして、質疑に入ります。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について』議決、承認されました。
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について	議長	議案第2号『農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	農地法第5条の規定による許可申請に対する許可について、農地法第5条の規定により提出された下記の許可申請について、許可することの可否についての採決を求めます。 【議案第2号朗読及び説明（議案書3ページ）】 番号1 土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m ² 譲渡人：

		土地の表示： 登記：田 現況：田 地籍： m² 譲渡人： 合計：田 2筆 m² 譲受人： 用途：宅地 目的及び概要：工場建設 所有権移転 申請地の は、水道管、下水道管が埋設されている道路の沿道の区域で500m以内に公共施設等の 、 があり、第3種農地に該当し、許可根拠は原則許可です。また申請地 は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため農地区分は第1種農地に該当しますが、既存集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外規定に該当します。事業目的からみた転用面積は問題なく、転用妥当と判断しての申請です。売買価格は、10a当たり 円です。
	議長	議案第2号につきまして、現地調査報告を庄倉委員よりお願いします。
	庄倉委員	本日、午前9時から、恩田会長、市川職務代理、井上委員、井田委員、田邊委員、野口委員、松本委員、足井委員、私、亀尾局長、産業課の藤原課長、前田さんで現地調査を行いました。 現地調査資料の3ページをご覧ください。上が 方面、下が 方面になります。場所は、 を に向かって左側、 と、 とあるのが で、 と の間になります。道路を渡って向かい側は です。 4ページの公図をご覧ください。小さい方が さんの農地、大きい方が さんの農地になります。 5ページの土地利用計画図をご覧ください。左側の と申請地との間に足し堰があります。赤色の線で囲ってある部分にフェンスを取り付けて囲まれます。緑色の丸印の所から進入路になります。 側に建物が建ちまして、下側と右側が駐車場になります。 6ページの排水計画図をご覧ください。雨水は、青色の矢印の方に流れて、下側に側溝を付けて、左側の足し堰の方に流れていくようになります。下水の関係は赤色の線で示してありますが、トイレと台所の排水は赤色の線に流れて、左側の方に行って下水へ接続します。立面図、断面図はご確認ください。 4ページの公図に戻って下さい。申請地の隣の は農地として水稻を作っておられます。申請地と の間に に行く水路があり、左側の足し堰から水が行くようになっているので心配はありません。 特に気になるような問題はありませんでした。以上で報告を終わります。
	議長	議案第2号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	2点質問がございます。1点は、私も現地調査に行きました。雨水についての説明がありましたが、最近では予測できないようなゲリラ豪雨が起きる可能性があります。予想以上の雨が降ったときは大丈夫なのかどうか。 もう1点は、 から下のこの地域は商業施設の地域になっていると認識しております。確か町の計画もそのようになっていると思います。本来は商業施設を造らなければいけない所に工場建設すること自体問題ではないかと思えます。庄倉委員さんは、どのような指導をされたのかお聞かせ願いたいと思います。
	庄倉委員	雨水の関係は計算書を提出してもらっています。予想もできないような大雨のときには、致し方無いと言う言い方は良くないかもしれませんが、予想もつかないようなゲリラ豪雨は、想定外という事になると思います。普通の大雨くらいの計算は提出してもらっています。
	議長	計算式は、1時間当たりの数字はいくらで出ていますか。

	局長	補足させていただきます。雨量計算につきましては、1 時間当たり 96.5 ミリで計算してあります。したがって、水路排水は概ね影響がない。ただし、質問にあったような 96 ミリ以上の大雨が降った場合の対応については、事業計画書に“もし計算された雨量を超える降雨が発生した場合は、 が、速やかに周辺地域の被害状況を調査し、第三者に及ぼされた損害の回復に向け、 の責任と負担のもとで全力を尽くす。”と記載して頂いています。
	議長	最終的には、 が責任を持たれるそうです。
	庄倉委員	商業施設地域については、事務局と話をした気がするのですが、はっきりと記憶にないので、確認させて顶きたいと思います。 それから、所有者は さんですが、転用されるの です。 さんが持っておられた 2 つの も に変わったと聞いております。
	議長	さんは、代表権がありません。あなたの言い方は、 さんが代表権をまだ持っておられるように聞こえますが。
	庄倉委員	さんの 2 つの も に変わっていますので、この につきましては、 さんは、もう関係ないと思っています。
	議長	もっと事務局に相談をしなくてははいけません。よろしくお願いします。
	庄倉委員	はい、分かりました。
	議長	商業施設地域について答えられますか。
	局長	商業施設周辺であることは認識していますが、区別については認識、勉強不足です。
	議長	商業施設について私からお話をします。農業委員会が検討する問題では無いと思っています。書類上のものがきちっと揃っておれば許可しなければなりません。そのような見解をお願いします。
	田邊委員	会長がおっしゃいましたように、農業委員会の仕事ではないので、とやかく言うことでは無いと思います。書類が揃えば許可せざるを得ないことは理解しておりますが、あの一帯に工場が乱立してしまう可能性があります。できましたら、事務局、会長も含めまして、きちんと申入れをして頂いて、計画に従って、商業目的なものを誘致する形にしてもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。
	議長	言う事は出来ますが、権限はありません。我々には権利や権限がない事をご承知願います。
	田邊委員	分かりました。
	吉次委員	申請地のすぐ隣が ですが、騒音対策はどうなっていますか。
	庄倉委員	騒音の事は私も心配しまして確認しました。この はほとんど騒音が出ないそうですし、建物は から離れた 側建つので問題はないことを確認しています。
	吉次委員	分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし
	議長	異議なしと認め、議案第 2 号『農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可について』は、議決、承認されました。
議案第 3 号 農用地利用 集積等促進 計画案の決定について	議長	議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 4～7 頁）】 農地番号 1 番～20 番 設定を受ける者： 4 名

		設定をする者 : 10 名 設定をする土地 : 20 筆 計 31,892 m ²
	議長	議案第 3 号につきまして質疑を受けます。
	田邊委員	さんの賃借料について、同じ の農地でも、10 a 当たり 円と非常に高い所もあれば、無償の所もあります。産業課として、どのような指導をされてこのようになったのですか。カメムシの被害もある中で、 円も払えるのか心配します。
	前田主幹	賃料が 円の所と使用貸借の所で差が大きいことと、賃料が平均よりも高いことで、使用貸借に合わせられないかお話をしましたが、これまでの相対の契約の経緯というのがあって賃料の変更はできないと言う事で、そのままでお受けしています。
	田邊委員	であるならば、 さんの立場になって考えてあげたら、状況に応じて変動出来るようにされたらどうでしょうか。例えば、 円にするけれども、カメムシの被害があったら 円に変更しますような、付帯条件をつけるようにしてあげたらどうでしょうか。
	前田主幹	こちらとしては、なるべく耕作者さんの負担が高くないようにお話をさせて頂くのですが、あくまでも、地権者さんと耕作者さん両方の同意が基本になるので、下げられたらどうでしょうかとお話しして、下げられる場合もありますが、応じて頂けない場合もあります。
	議長	事務局は指導したけれど、所有者さんと耕作者さんの関係も色々あると言う事でございます。
	田邊委員	分かりました。
	議長	の機械所有ですが、本当にありますか。
	前田主幹	すみません。間違っています。
	議長	野口委員より訂正をお願いします。
	野口委員	(所有農機具の訂正)
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし
	議長	異議なしと認め、以上の内容を議案第 3 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』に対する農業委員会の意見とすることに対して、議決、承認されました。
議案第 4 号 非農地判断 に係る特別 委員会の結 果について	議長	議案第 4 号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	局長	別紙の資料になります。7 筆ございまして、全て 地内で、登記は全て畑、現況は全て原野でございます。現地調査をして頂いていますので、特別委員会の委員の方に報告をお願いしたいと思います。
	議長	庄倉委員より報告をお願いします。
	庄倉委員	本日現地調査を行いました。以前にも黒木委員と一緒に確認をしております。地図の左上は になります。 の土手の 側に小さい農地が点在しております。今現在も作っておられる所もありますが、黄色で囲ってある所は、竹がたくさん生えて、大きな木も生えていて、到底、農地に戻すことは出来ない状況であると判断しました。
	議長	このことについて質疑を受けます。
	田邊委員	田んぼの真ん中に木が生えているようですが、木を撤去して耕作してもらえる方はおられませんか。
	庄倉委員	田んぼの真ん中ではありません。 に畑をされている所もありますが、それよりも 側になっておりまして、木も多く生えていて、現地確認にも潜っ

		て入って行かなければいけない所で、農地に戻すのは無理な状況です。
	議長	補足を事務局にさせます。
	局長	現地は庄倉委員さんが説明された通りです。補足としては、既に周辺に担い手の方はおられない状況があつて、おられたとしても、復元できる状況ではございません。仮に、重機を使って大規模に復元しても、担い手が農業をするような状況ではない所でございますので、農業委員会としては、非農地と判断し、地目を変更し、農地台帳から落として、別の優良な農地に集約できるようにしたいと考えています。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	異議なしと認め、議案第4号『非農地判断に係る特別委員会の結果について』は原案どおり議決、承認されました。
5. 協議事項 (1) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について	議長	協議事項に入ります。『(1) 令和6年度最適化活動の目標の設定等について』説明を求めます。
	局長	毎年、最適化活動の目標設定を全国の農業委員会で行っており、南部町農業委員会も毎年行っているものでございます。こちらは公表するように法律で定められておりますので、議案として上げております。昨年度と違うところだけ説明をさせていただきます。 9ページの“②目標 ア. 既存遊休農地の解消”ですが、令和3年度は7haございました。年次的に1haずつ解消が目標数値になっています。こちらは変わっておりませんので、この7haが毎年1haずつ減少するように目標を持っています。1番下の“イ. 新規発生遊休農地の解消”でございしますが、こちらは、毎年、前年度の遊休農地の発生した面積に応じて変わっていきます。今年度は1haが目標設定でございます。 10ページの“2、最適化活動の活動目標”でございます。全ての活動が皆さんの活動に直結するのですが、その中でも1番直結しているのはこの2番でございます。“(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標”でございしますが、1人当たりの月の目標活動日数は9日です。令和5年度も9日でございました。令和5年度は目標に達しませんでしたので、令和6年度も9日を目標数値にしております。 “(3) 番新規参入相談会への参加目標”でございしますが、こちらは、年3回定めております。これは、新規参入者の相談会等へ参加して頂くものです。
	議長	何かお聞きになりたいことはありませんか。
	秦野委員	他の市町村の目標日数が分かれば教えて下さい。
	局長	他市町村の目標日数は公表されていますが、今は把握していません。県内全域の目標数値は平均して6日と聞いています。南部町は令和4年度が高い数字でしたので、5年度の数値が9日となりました。前年度を上回る数字で目標数値を立てると、成績に応じて国からの交付金が入ってくる仕組みでございます。したがって、下げると交付金に影響がありますので、9日を目標にしたと言う事です。西部管内の目標数値については、今回の総会でお伝えします。
	田邊委員	5年度は目標設定に達しなかったと言う事ですが、地区ごとの活動日数の平均が分かれば教えて下さい。
	局長	天津地区が月当たり7.0日、大国地区が6.6日、法勝寺地区が7.0日、南さいはく地区が10.8日、手間地区が9.1日、賀野地区が7.7日、全域の平均が8.4日でございます。改選前の数字も合わせた数字です。
	糸田委員	9ページの農地の集積目標が57%で相当頑張らなければいけないと思います。確認ですが、“※「農地の集積」は経営局長通知の別表1に掲げる者への農

		地の集積をいう」の別表1と言うのは、8ページの“農家・農地等の概要”の認定農業者、集落営農経営などのことですか。
	局長	糸田委員のご指摘のとおりでございます。この集積面積の数字は、全ての農家の数字ではなく、認定農業者、基本構想水準の達成の方、認定新規就農者、町内の法人などの特定の方の数字です。したがって、57%の数値を達成しようと思うと、これら、認定農業者、法人、新規就農等で認定された方々の数字を上げないと達成できない数字になっております。なお、この中の令和10年度57%の集積率の根拠は、町の基本構想の達成率、町の方針に沿っているものでございます。
	糸田委員	分かりました。
	議長	高い数字です。他にございませんか。ご異議ございませんか。(質問、意見等なし。)
6. 報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	議長	報告事項に入ります。『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』報告をお願いします。
	局長	【『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』朗読(議案書11頁)】 この2筆とも、議案第2号で上げた5条申請の申請地でございます。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
(2) 農地の復元状況の報告について	議長	『(2) 農地の復元状況の報告について』報告をお願いします。
	局長	【『(2) 農地の復元状況の報告について』朗読(議案書12頁)】 3月22日までの工期でございましたが、3月1日までに完了したとの報告を頂きました。なお、本日の現地調査で現地を見て頂き、復元していることを確認しております。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
7. その他 (1) 令和5年度能率給の支払(2)成果目標の達成状況及び自己点検表について	議長	その他に入ります。
	局長	(1)と(2)併せて説明させていただきます。小さい封筒には、最適化活動に伴う報酬の明細を入れております。大きい封筒には、個人ごとの成績表が入っております。1番下に全体としての評価として、目標を上回るとか、やや上回るとか記してあるのが最終的な成績になります。真ん中ほどの④番、自己点検評価の欄に記載を頂いて、本日中に事務局まで提出をお願いします。
	議長	質疑を受けます。(質問、意見等なし。)
令和6年度第2回農業委員会総会の日程	議長	令和6年度第2回南部町農業委員会総会は、令和6年5月10日(金)に開催します。
その他	議長	保育園の資料を配布しました。事務局から説明をいたします。
	局長	急遽でございましたが、の整備事業に係る中の農地について、本日現地を確認して頂きました。現場はからにかかるところになります。ボーリング調査が行われると言う事で、これから一時転用の報告を頂くようになっていきます。4月22日頃を予定されていますので、事前に農業委員会で現地を見たところでございます。お配りした図面の左側にボーリングヤードという所がございます。2カ所、5m四方の穴を10mほどボーリングすると聞いています。現地は筆が4枚に分かれていて、4枚ともかなりの高低差があります。図面の右側に平面図がございます。これはボーリング図面でございますので、農地転用に係る図面は別途申請されます。 今後の予定としては、これから申請が出ますが、一時転用でボーリングを行い、その後に完了報告を頂いて農業委員会として復元されたことを確認する。

		その後、5月以降に埋蔵文化財の試掘調査が行われると聞いています。こちらは許可不要案件でございますが、農業委員会としては、報告を頂いて現地を確認し、埋め戻しをされましたら復元を確認する。
	議長	お聞きになりたい事はございませんか。分かる範囲内で答弁します。
	野口委員	今後、しっかりした計画書等が出てくると思いますが、この計画に於いて、この農道の交通量が増えることによって、農業がしづらくなったり、1番は子供たちが事故に巻き込まれないか凄く心配しています。例えば、進入路の場所を変えるなどの計画を見込んでもらえば、双方にとって良くなるのではないかと思います。心配したりしています。
	議長	道路問題については、広くしなければいけないとおっしゃっていました。
閉会	議長	これにて令和6年度第1回南部町農業委員会総会を閉会致します。